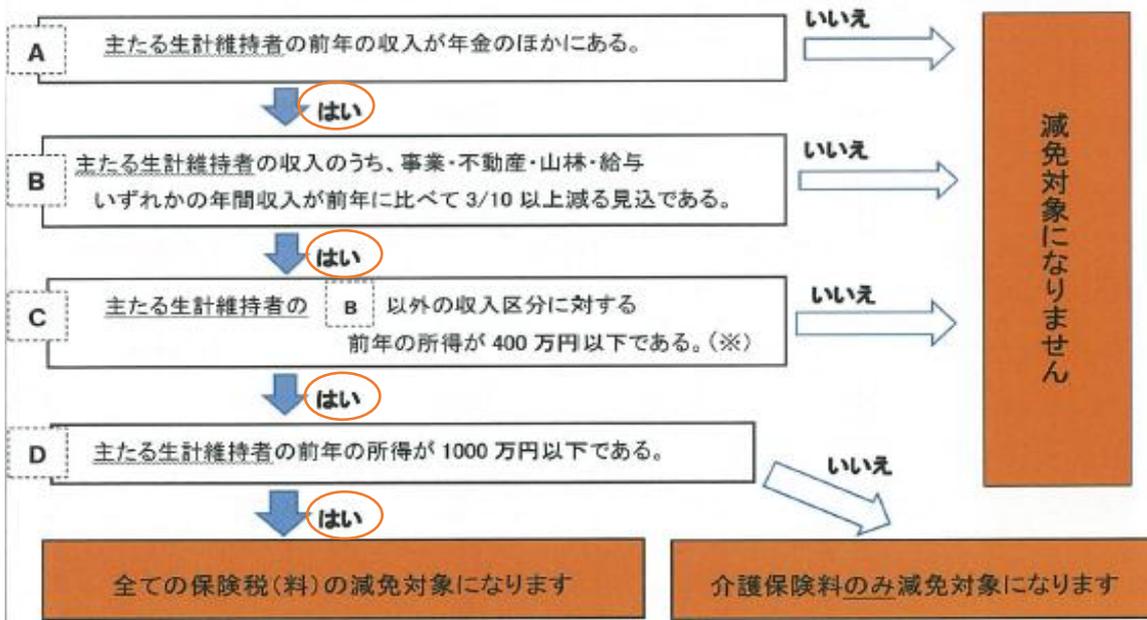


減免の対象判定および算定方法について

ケースその1

	国保	介護	後期	前年の所得金額	収入減少の見込まれる収入の有無	減少見込の割合(年間見込)
Aさん (世帯主)	○	○	×	年金：20万円 事業：400万円	○	事業：4/10
Bさん	○	×	×	年金：25万円	×	
Cさん	×	○	○	年金：120万円	×	

※ Aさんが(主たる生計維持者)と想定します。



- ①主たる生計維持者の前年の収入が年金のほかにある。⇒**事業所得があるので「はい」へ**
- ②主たる生計維持者の収入のうち、事業・不動産・山林・給与いずれかの年間収入が前年に比べて3/10以上減る見込である。⇒**事業所得が4/10減少見込なので「はい」へ**
- ※減少見込については、例えば令和2年6月に減免申請を行うのであれば、1～6月の収入実績+7～12月の収入見込(月〇万円×6か月分見込など)で判断いただくことになります。
- ③主たる生計維持者の②以外の収入区分に対する前年の所得が400万円以下である。
⇒**年金所得が20万円なので「はい」へ**
- ④主たる生計維持者の前年の所得が1000万円以下である。
⇒**事業所得400万円+年金所得20万円=420万円なので「はい」へ**
- 課税されている保険税(料)の全てが減免対象になります。**

減免の対象判定および算定方法について

減免対象	国保	介護	後期
Aさん	○	○	
Bさん	○		
Cさん		○	○

○減免額の算定について

・国民健康保険税：Aさん+Bさん分(世帯主のAさん課税分)

年間保険税額・・・386,900円

主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額・・・4,000,000円

主たる生計維持者および世帯に属するすべての被保険者の前年の合計所得金額・・・4,450,000円

減免保険対象税額 $386,900円 \times 4,000,000円 \div 4,450,000円 = \underline{347,775円}$

減免割合 $\frac{6}{10}$ (主たる生計維持者の前年の合計所得金額が4,200,000円)

減免額 $347,775円 \times \frac{6}{10} = \underline{208,700円}$ (100円未満切り上げ)

減免後年間保険税額 $386,900円 - 208,700円 = 178,200円$

・介護保険料：Aさん分およびCさん分

年間保険税額・・・Aさん127,700円、Cさん89,700円

主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額・・・4,000,000円

主たる生計維持者の前年の合計所得金額・・・4,200,000円

減免保険対象税額 Aさん $127,700円 \times 4,000,000円 \div 4,200,000円 = \underline{121,619円}$

Cさん $89,700円 \times 4,000,000円 \div 4,200,000円 = \underline{85,428円}$

減免割合 $\frac{8}{10}$ (主たる生計維持者の前年の合計所得金額が4,200,000円)

減免額 Aさん $121,619円 \times \frac{8}{10} = \underline{97,300円}$ (100円未満切り上げ)

Cさん $85,428円 \times \frac{8}{10} = \underline{68,400円}$ (100円未満切り上げ)

減免後年間保険税額 Aさん $127,700円 - 97,300円 = 30,400円$

Cさん $89,700円 - 68,400円 = 21,300円$

・後期高齢者医療保険料：Cさん分

年間保険税額・・・111,500円

主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額・・・4,000,000円

主たる生計維持者および世帯に属するすべての被保険者の前年の合計所得金額・・・5,400,000円

減免保険対象税額 $111,500円 \times 4,000,000円 \div 5,400,000円 = \underline{82,592円}$

減免割合 $\frac{6}{10}$ (主たる生計維持者の前年の合計所得金額が4,200,000円)

減免額 $82,592円 \times \frac{6}{10} = \underline{49,600円}$ (100円未満切り上げ)

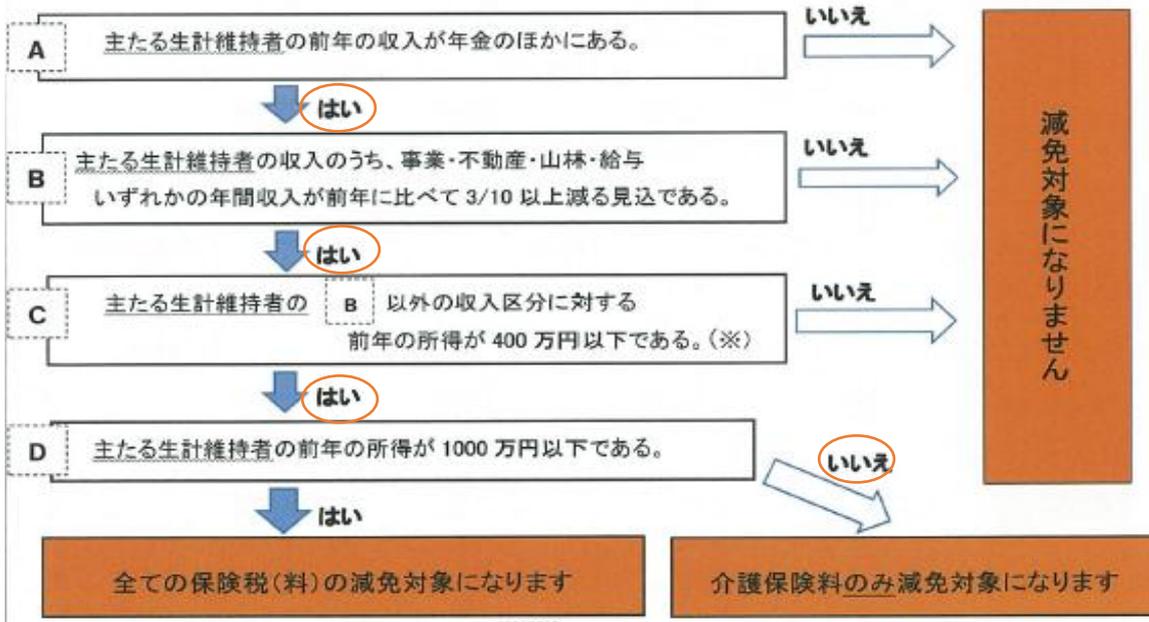
減免後年間保険税額 $111,500円 - 49,600円 = 61,900円$

減免の対象判定および算定方法について

ケースその2

	国保	介護	後期	前年の所得金額	収入減少の見込まれる収入の有無	減少見込の割合(年間見込)
Aさん (世帯主)	○	○	×	給与：800万円 株取引：300万円	○	給与：6/10

※ Aさんが(主たる生計維持者)と想定します。



- ①主たる生計維持者の前年の収入が年金のほかにある。⇒給与所得があるので「はい」へ
- ②主たる生計維持者の収入のうち、事業・不動産・山林・給与いずれかの年間収入が前年に比べて3/10以上減る見込である。⇒給与所得が6/10減少見込なので「はい」へ
- ③主たる生計維持者の②以外の収入区分に対する前年の所得が400万円以下である。
⇒株取引による所得が300万円なので「はい」へ
- ④主たる生計維持者の前年の所得が1000万円以下である。
⇒給与所得800万円+株取引による所得300万円=1100万円なので「いいえ」へ
- 国民健康保険税は減免対象に該当せず、介護保険料のみ減免対象になります。**

減免の対象判定および算定方法について

減免対象	国保	介護	後期
Aさん	×	○	

○減免額の算定について

・介護保険料:Aさん分

年間保険税額…Aさん155,300円

主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額…8,000,000円

主たる生計維持者の前年の合計所得金額…11,000,000円

減免保険対象税額 $155,300円 \times 8,000,000円 \div 11,000,000円 = \underline{112,945円}$

減免割合 $\underline{8/10}$ (主たる生計維持者の前年の合計所得金額が11,000,000円)

減免額 $112,945円 \times 8/10 = \underline{90,400円}$ (100円未満切り上げ)

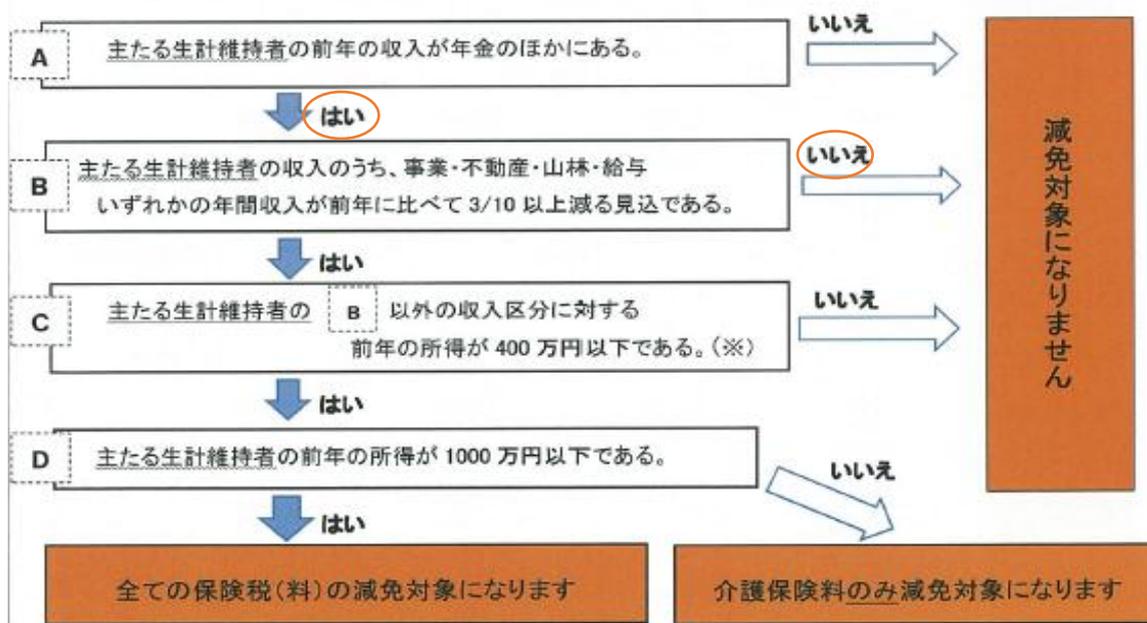
減免後年間保険税額 $155,300円 - 90,400円 = 64,900円$

減免の対象判定および算定方法について

ケースその3

	国保	介護	後期	前年の所得金額	収入減少の見込まれる収入の有無	減少見込の割合 (年間見込)
Aさん (世帯主)	○	○	×	年金：20万円 事業：400万円	○	事業：2/10
Bさん	○	×	×	年金：25万円	×	
Cさん	×	○	○	年金：120万円	×	

※ Aさんが(主たる生計維持者)と想定します。



- ①主たる生計維持者の前年の収入が年金のほかにある。⇒事業所得があるので「はい」へ
 ②主たる生計維持者の収入のうち、事業・不動産・山林・給与いずれかの年間収入が前年に比べて 3/10 以上減る見込である。⇒事業所得が 2/10 減少見込なので「いいえ」へ
減収見込になっている収入が前年に比べ 3/10 以上の減ではないため、減免対象に該当しません。

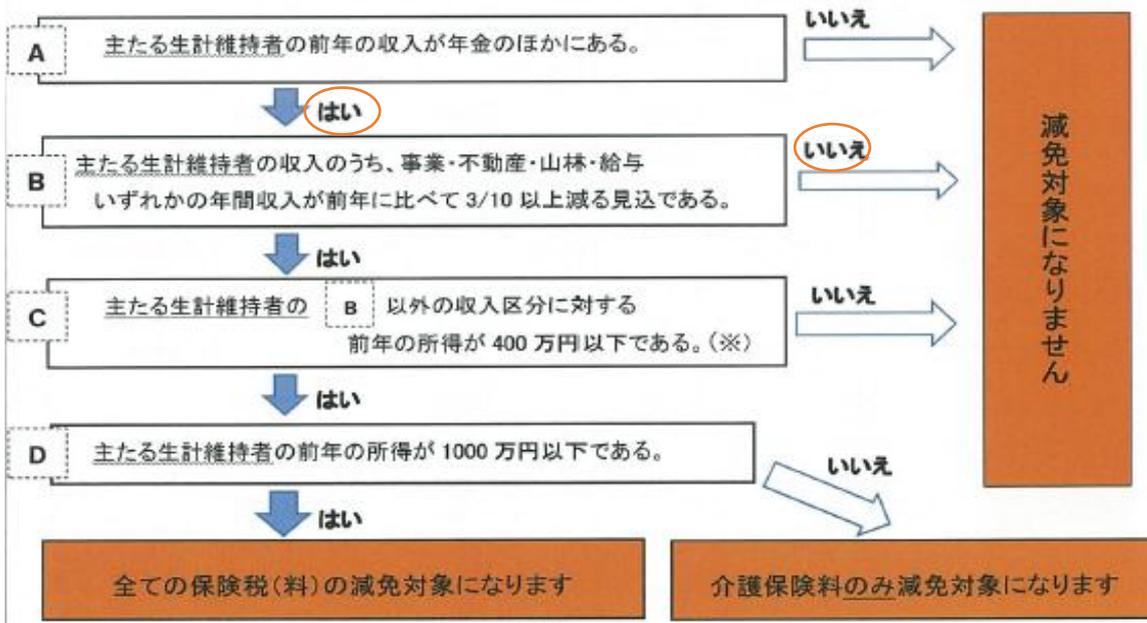
減免対象	国保	介護	後期
Aさん	×	×	
Bさん	×		
Cさん		×	×

減免の対象判定および算定方法について

ケースその4

	国保	介護	後期	前年の所得金額	収入減少の見込まれる収入の有無	減少見込の割合(年間見込)
Aさん (世帯主)	○	○	×	不動産：200万円 株取引：840万円	○	株取引：3/10

※ Aさんが(主たる生計維持者)と想定します。



- ①主たる生計維持者の前年の収入が年金のほかにある。⇒不動産所得等があるので「はい」へ
 ②主たる生計維持者の収入のうち、事業・不動産・山林・給与いずれかの年間収入が前年に比べて3/10以上減る見込である。⇒株取引による所得が3/10減少見込なので「いいえ」へ
減収の対象は事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入のいずれかであり、株の取引による収入は含まれないため、減免対象に該当しません。

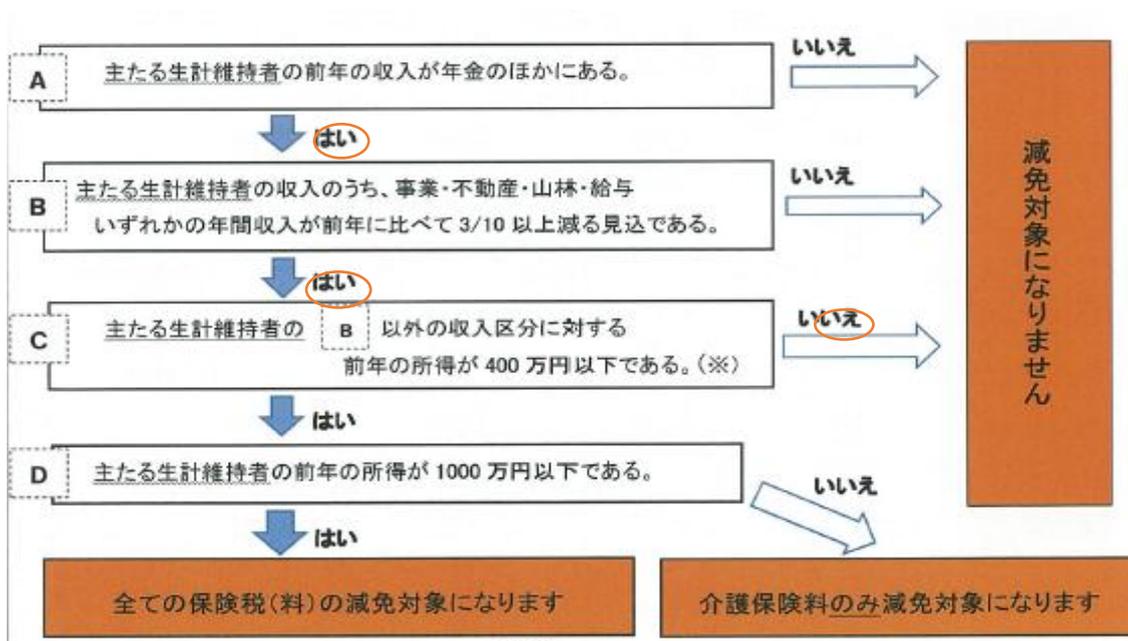
減免対象	国保	介護	後期
Aさん	×	×	

減免の対象判定および算定方法について

ケースその5

	国保	介護	後期	前年の所得金額	収入減少の見込まれる収入の有無	減少見込の割合(年間見込)
Aさん (世帯主)	○	×	×	不動産：600万円 事業：400万円	○	事業：4/10
Bさん	○	×	×	年金：25万円	×	
Cさん	×	○	○	年金：120万円	×	

※ Aさんが(主たる生計維持者)と想定します。



- ①主たる生計維持者の前年の収入が年金のほかにある。⇒事業所得があるので「はい」へ
- ②主たる生計維持者の収入のうち、事業・不動産・山林・給与いずれかの年間収入が前年に比べて3/10以上減る見込である。⇒事業所得が4/10減少見込なので「はい」へ
- ③主たる生計維持者の②以外の収入区分に対する前年の所得が400万円以下である。
⇒不動産所得が600万円なので「いいえ」へ
減収見込になっている収入以外の前年度の所得が400万円を超えるため、減免対象に該当しません。

減免対象	国保	介護	後期
Aさん	×	×	
Bさん	×		
Cさん		×	×